

第1章 総則

第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第32条の規定に基づき、青森県水防計画に於じて、市管内の河川等の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、及びこれに因る被害を軽減するため、水防上重要な事項を具体的に定め、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 計画の構成

この計画の実効性を図るため、次の項目をもって構成する。

- 1 総則（第1章）
計画の目的及び構成について定めるものである。
- 2 水防組織と水防体制（第2章）
国、県及び市における水防組織と水防体制並びに水防警報、洪水予報等について定めるものである。
- 3 気象情報及び水防情報等の連絡（第3章）
水防活動用注意報・警報及び指定河川洪水予報の種類、国・県における通報と伝達の系統及び市における非常連絡・報告、弘前市防災行政用無線局設置状況、水防関係機関の連絡先について定めるものである。
- 4 水防施設（第4章）
水防倉庫等の資器材備蓄基準及び備蓄状況等について定めるものである。
- 5 雨量、水位の観測及び通報要領（第5章）
国及び県における雨量・水位の観測施設及び伝達系統並びに雨量・水位の公表等について定めるものである。
- 6 重要水防箇所及び水防活動（第6章）
重要水防箇所評価基準、国及び県の重要水防箇所、市の水防区と担当、水防巡視等について定めるものである。
- 7 ため池に係る水防箇所及び水防活動（第7章）
農業用ため池の緊急度判定・分布状況・所在地及び巡視と警戒等について定めるものである。
- 8 避難（第8章）
避難勧告及び指示の基準、避難勧告等の伝達、避難誘導要領、避難場所について定めるものである。
- 9 水防訓練（第9章）
水防訓練の実施要領等について定めるものである。
- 10 水防活動実施報告（第10章）
水防活動実施報告について定めるものである。